

【文化財の指定又は登録について(成瀬の天狗型道祖神)】

1. 調査進捗について

(1)所有・管理の状況について

①山之根神社

- ・山之根神社の土地は登記上9名の共有。大正時代から更新無し。資産税課資料(2006年)から、相続人と思われる方(7名)の住民票を確認したが、ご存命の方はいらっしゃらず、戸籍を確認中。
- ・現地に「所有・管理されている方を探しています」の掲示実施中。

②児童公園

- ・南成瀬在住者に聞き取り調査を実施。ニシノクボ講中がかつては管理していたが現在は管理(世話)など何もしていない、誰かが所有しているわけでもない。管理していた当時について聞き取り調査を継続予定。
- ・現地に「所有・管理されている方を探しています」の掲示実施中。

③クリーンセンター前

- ・南成瀬在住者に聞き取り調査を実施。東光寺講中が2016年に道祖神を含め周辺の石造物をまとめ記念式典(石仏遷座供養式)を挙行。以後特別に祭礼や世話などは行っていない。謂れなどの古文書類は現存しない。

◆①については戸籍等調査継続中だが、困難が見込まれる。

◆条例上、管理者を選定できるのは所有者であることから、所有者不明ということは、管理者を設定することはできない。

◆③は地元講中により管理されているが、あくまで事実上の管理者。講中は権利の主体となれないと考えられるため、所有者には該当しない。①②については事実上の管理者も確認できない。

◆所有者から所有権等を譲り受けた事実がない中では、市が所有者・管理者となることは現状ではできない。

◆そもそも道祖神の「所有者・権原に基づく占有者」を特定するのは難しいのでは。(法律相談)⇒保護の必要性を優先し、条例上の「所有者不明」の場合にあてはめて対応するのがよいのでは。

(2)今後の対応案について

(1)の状況を踏まえて…

◆①②③について、いずれも所有者が不明だが、文化財として保護に値するものとして、町田市登録有形民俗文化財とする。

◆今後、所有者が判明すれば、追って同意を得る。

◆なんらかの保存等の措置が必要となった際には、市と事実上の管理者とで相談し対応する。

2. 今後のスケジュール案について

- 11月15日 第6回文化財保護審議会
- 12月20日 指定・登録について文化財保護審議会に諮問することについて、教育委員会定例会に協議事項として上程
- 2月中旬 第7回文化財保護審議会に諮問・審議・答申案確定
- 2月中旬 答申書の収受
- 3月上旬 教育委員会定例会に、文化財の指定・登録について議案審議事項として上程
- 3月中旬 登録・告示
- 4月11日 教育委員会定例会(予備) ※3月の教育委員会上程が不可の場合
- 5月9日 教育委員会定例会(予備) ※〃
- 5月中 第8回文化財保護審議会

3. 諮問書(案)、諮問書別添登録候補資料(案)について

資料2-2、2-3参照